

京都市訓令甲第 27 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第18号中「市有財産」を「公有財産（不動産及びその従物に限る。）」に、「に基づく保険料」を「及びこれに伴う経費」に改め、同条第60号中「第44条第3項第1号」を「第44条第5項第1号」に改める。

第7条第1項中「部長」の右に「，室長又は校長」を加える。

附 則

この訓令は，令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)